

核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書における核物質防護規定及び保障措置への影響について

2024 年 1 月 31 日

MH I 原子力研究開発(株)

核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請における本文及び別添の新旧対照表に関する核物質防護規定（以下、「PP 規定」）及び保障措置への影響の有無の確認結果は以下のとおり。

記

1. 申請の概要

核燃料物質使用施設等保安規定において、以下の変更を申請。

- (1) 新たに、第 33 条の 2 として「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに関する事項を追加する。
- (2) 第 5 条（職務）のうち、以下の管理部（管理課長）の業務を安全管理部（施設管理グループ長）へ移管するとともに、それに伴う保守管理に関する条項を変更する。
 - ・ 周辺監視区域の維持及び立入制限に関すること
 - ・ 通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること
- (3) その他記載の見直し。

詳細は変更許可申請書の別添に記載。

2. PP 規定及び保障措置への影響

(1) PP 規定：影響なし

（理由）今回の申請では、記載の適正化に加えて、「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに関する事項の追加、及び管理課長の業務内容変更を行う。

「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに関する事項は、廃棄物を管理区域から搬出する際の判断基準に関するもので、核物質防護設備の改造等や、核物質防護措置に関する運用の変更はない。

また管理部の業務内容には、PP 規定と保安規定で共有する業務（①周辺監視区域*1の維持及び立入制限に係ること、②通報連絡設備の保守）があるが、PP 規定

においても同様に安全管理部業務として集約（一元化）する改定を行っており、保安規定と PP 規定の改定内容は矛盾しない。

(*1: 当社では、周辺監視区域と立入制限区域は同一範囲)

(2) 保障措置：影響なし

(理由) 今回の申請における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに関する事項は、廃棄物を管理区域から搬出する際の判断基準に関するものである。また管理部から安全管理部に集約（一元化）する業務内容は下記の 5 項目である。

- ①周辺監視区域の維持及び立入制限に関すること
- ②通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること
- ③施設管理方針、施設管理目標並びに施設管理実施計画等の策定
- ④施設管理実施計画に基づく保全活動
- ⑤警報装置から発せられた警報内容の記録

今回の申請において、以下に示すように保障措置へ影響を及ぼすことはない。

- ・燃料ホットラボ施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」に核燃料物質は含まれず、「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断基準は、原子炉等規制法に基づく計量管理規定の記載内容に影響しないため、変更認可が不要である。
- ・計量管理規定において、管理部長及び管理課長は計量管理組織に含まれず、また安全管理部業務として集約（一元化）する管理部の業務内容も計量管理組織の職務に該当しないため、変更認可が不要である。
- ・「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断基準や、管理課長の業務内容は、計量管理規定記載の試料の収去及び保管や、封印又は監視装置の管理に影響することはない、原子力規制委員会への連絡事項には該当しない。
- ・また、前述の理由から、査察の実施にも支障は生じない。
- ・設計情報質問書(DIQ)には、燃料ホットラボ施設における廃棄物の判断基準や、管理部の業務内容に該当する項目はなく、記載内容に影響しないため、変更は生じない。

以上